

会長	局長	次長	係長	係

令和 7 年 10 月 27 日

奄美市農業委員会

第 10 回定例総会議事録

署名委員 茂木 幸生

署名委員 与沢 裕美

# 奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年10月27日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生		
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 1名

10番 山田 正修

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀平	次長兼農地農政係長	勝 裕美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第55号 非農地の判定について

議案第56号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の  
合意解約の決定について

議案第57号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の  
決定について

議案第58号 農地売買等事業の申請について（中間管理機構）

議長

(岸田 会長)

おはようございます。

それでは第10回定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13名、欠席者は1名で総会は成立いたしました。

これから、令和7年第10回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

## 《日程第1》

議長

(岸田 会長)

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番 茂木 委員と4番 与沢 委員 のお二人を指名いたします。

## 《日程第2》

議長

(岸田 会長)

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第53号から議案第58号までの6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおり予定しております。

これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

### 《日程第3》

議長

(岸田 会長)

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請、No.49～No.51について議題と致します。

それでは事務局からNo.49～No.51について説明を求めます

(池 局長)

事務局

議案第53号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は売買が2件、贈与が1件の計3件の申請です。

2ページをお開き下さい。

No.49は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋字中永田と字中間の2筆の申請です。

農地区分は字中永田が第1種農地、字中間は第2種農地の申請であります。

譲渡人の2筆の農地の面積の合計は2,146m<sup>2</sup>で売買による申請となります。

農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

続きましてNo.50です

12ページをお開き下さい。

No.50は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋字川ラ勝1筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,142m<sup>2</sup>で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、露地野菜、果樹を栽培する予定で営農計画書も提出されております。

23ページをお開き下さい。

No.51は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字神屋字須垂又1筆、字石原が3筆、

字下田の2筆、合計6筆の申請です。

議長

農地区分は第1種農地が字須垂又と字石原で、字下田については第2種農地です。譲渡人の6筆の農地の面積は2,418m<sup>2</sup>で売買による申請となります。また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定です。以上3件でございます。

13番

(岸田 会長)

続いてNo.4 9～No.5 1について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願ひいたします。

笠利  
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人について説明

農地法3条の規定によるNo.4 9の譲渡人について、調査報告を致します。

10月20日月曜日、午前9時10分頃に譲渡人が鹿児島市に居住のため電話でお話を聞きしました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。

皆さまのご審議の程よろしくお願いします。

6番

(大瀬 委員) 土地について説明

6番、大瀬です。

農地法第3条の規定による許可申請書、No.4 9の土地の調査報告を致します。  
10月17日金曜日、午前9時に笠利分室の竹山さん、推進委員の肥後さんと私が圃場にて待ち合わせて、土地の調査をいたしました。  
案内図の10、11ページをご覧ください。申請地は城間集落近くで若干、雑草が生えていました。  
もう1筆につきましてはサトウキビが植え付けていました。  
農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。  
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(岸田 会長)

議長

No.5 0の調査報告お願いします。

(中棚 委員) 譲受人について説明

13番

議案53号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.5 0の譲受人の報告を致します。

10月16日午前11時30分頃に電話にて確認を致しました。

譲渡人は父親であり生前贈与であります。また、譲受人はこの畠でカボチャなど耕作されているそうです。

営農計画書も出されていますので問題ないと思います。

農業委員の皆さまのご審議の程よろしくお願ひいたします。

笠利  
事務局

(中村 分室長) 譲渡人について説明

農地法第3条の規定による許可申請書No.5 0の譲渡人について調査報告を致します。

10月16日午前9時30分に譲渡人が施設に入っており、また難聴のため職員を通じて電話にて確認をしました。

譲受人である息子へ贈与したいとのことでした。

土地の所在及び記載内容に間違いはないとの事でした。

以上、報告を終わります。

6番

(大瀬 委員) 土地について説明

農地法第3条の規定による許可申請書No.50の土地の調査報告を致します。

10月17日金曜日、午前9時過ぎに笠利分室の竹山さん、推進委員の肥後さんと私と圃場に行き土地の調査をしました。

案内図20、21ページをご覧下さい。申請地の周りはサトウキビで申請地は譲受人がカボチャを植え付けています。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

No.51の調査報告お願いします。

8番

(榮 委員) 譲受人について説明

8番、榮です。

農地法第3条の規定によるNo.51の調査報告を行います。

10月24日金曜日、午前11時申請者、譲受人とようやく連絡がとれ本人は鹿児島に滞在中ということでやむをえず携帯での申請書確認となりました。悪しからず。

申請書に記載された農地の所在、地番6筆、面積、売買による所有権の移転、対価、後継者である息子さんの確認等、申請内容に相違ない事を確認いたしております。

以上です。

3番

(茂木 委員) 譲渡人について説明

3番、茂木幸生です。

議案53号No.51について調査報告致します。

10月22日水曜日、午後1時30分頃、譲渡人に電話をして現場と一緒に確認していただくよう依頼し了解してもらいました。同日午後2時10分から譲渡人、農業委員の榮さん、推進委員の柿園さん、住用分室の朝井さんと共に現地確認し

ました。

住用町大字神屋字須垂俣 1 筆、字石原 3 筆、字下田 2 筆、合計 6 筆に関しましては申請書のとおり売買による所有権移転申請であることに間違いありませんとの事でした。売買金額に関しましても間違いないとの確認を致しました。

以上です。

3 番

(茂木 委員) 土地について説明

現地の状況は、字石原 3 筆はタンカンの成木となっており草刈りもされていて綺麗に管理されていました。

残りの字須垂俣、字下田に関しましては過去にタンカン等が植栽されていた痕跡は残っていましたが雑木や琉球竹、布袋竹が生い茂り原野状態でした。

許可後は譲受人が重機を入れて開墾し果樹園にするというお話しでした。

譲渡人は後継者もなく許可後に果樹園として復活してくれればそれが良いことだとお話しされました。

農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

委員の皆さまのご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、No. 4 9 ~ No. 5 1 について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 4 9 ~ No. 5 1 について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長	<p>『日程第4』</p> <p>(岸田 会長)</p> <p>議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請、No.2について議題といたします。</p> <p>それでは事務局から議案の説明を求めます</p> <p>(池 局長)</p> <p>事務局</p> <p>議案第54号の4条許可申請について</p> <p>今回の申請の内訳は名瀬地区の1件の申請です。</p> <p>36ページをお開き下さい。</p> <p>No.2です。</p> <p>申請地は奄美市名瀬大字芦花部字入金久の1筆、264m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>44ページの配置図、45ページの写真をご覧ください。</p> <p>当該地は平成9年頃4条申請を怠り許可を得ずに陶芸工房兼倉庫を建設いたしました。</p> <p>また、46ページに始末書を添付しており、36ページの許可申請書の5の記載通り、周りの土地に影響を及ぼすことがないため今回の申請となつた次第です。</p> <p>以上、1件の申請です。</p> <p>(岸田 会長)</p> <p>議長</p> <p>No.2の担当調査委員による申請人、土地について調査報告お願ひいたします。</p> <p>(勝 次長) 申請人について説明</p> <p>名瀬 事務局</p> <p>農地法4条に係る調査報告を致します。</p> <p>36ページNo.2の申請人が出水市にお住まいですので10月24日の午前10時20分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。</p> <p>申請人の住所、申請する土地の所在、面積、転用目的等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。</p> <p>46ページにあります始末書のとおり、25年以上前に自ら陶芸工房兼倉庫として</p>
----	--

建築し陶芸教室としても使用していたとのことです。

当時知り合いから陶芸の窯を譲り受けることになり急いで建築したとのことでした。自宅の建築よりも先だったとのことです。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

14番

(田中 委員) 土地について説明

14番、田中です。

議案第54号農地法第4条の規定による許可申請No.2の土地について調査報告します。

10月22日午後3時に現地を確認いたしました。

38ページをご覧ください。土地は有良集落と芦花部集落の間にあります。

44、45ページをご覧ください。

土地には既に建物が建設されております。46ページには始末書も添付されております。

建物も建っていることもあり農業には向かない土地と判断いたします。

以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、No.2の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請、No.2について、審議の結果れを承認することに決定いたしました。

《日程第5》

議長

(岸田 会長)

議案第55号 非農地の認定についてNo.19～No.22について議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

#### 議案第 55 号 非農地証明願いについて

48 ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は名瀬地区 1 件、笠利地区 3 件の申請です。

49 ページをお開き下さい。

No.19 について、申請地は奄美市笠利町大字節田字下苗代したなえしろ の 1 筆で 40 m<sup>2</sup> の申請です。

農地区分は第 2 種農地です。

申請地は節田集落の端に接続しており宅地の一部として位置しております。

当該農地については市道と隣接しており今後も農業をする見込みがないため非農地証明願いを提出した次第です。

55 ページをお開き下さい。

No.20 について、申請地は奄美市笠利町大字用安字石橋の 1 筆で 51 m<sup>2</sup> の申請です。

農地区分は第 2 種農地です。

当該地については主要地方道龍郷笠利空港線 82 号沿いに位置しており証明願書の 2 の現況に記入されているとおり申請地につきましては北側の奥の土地へ行くための通路として利用していたようです。

今後もこの農地につきましては畠として利用する予定がないため非農地証明願いを提出した次第です。

また、平成 29 年度の利用状況調査において非農地判断された土地です。

61 ページをお開き下さい。

No.21 について、申請地は奄美市名瀬大字西仲勝字森ノ前の 1 筆で 418 m<sup>2</sup> の申請です。

農地区分は第 2 種農地です。北側の隣接地は第 1 種農地です。

申請地は西仲勝集落に接続しており平成 16 年になんらかの形で 5 条申請があつたと思われます。

その後、所有権は変わりましたが地目が変わってないことから今回は非農地としての申請となつた次第です。

議長

67ページに始末書も添付されております。

因みに、その当時、合併前で、書類等は事務局には一切ありません。

68ページをお開き下さい。

No.22について、申請地は奄美市笠利町大字宇宿字港の1筆で256m<sup>2</sup>の申請です。

農地区分は第2種農地です。

当該地は宇宿貝塚記念公園前の宇宿集落に入る入り口に位置している土地です。

20年以上耕作しておらず原野化の様相の呈しており今後に於いても農業をする見込みのない土地のため申請となつた次第です。

以上4件でございます。

(岸田 会長)

それではNo.19～No.22の担当調査委員による調査報告を求めます。  
最初にNo.19からお願いします。

2番

(朝 委員) 願出人について説明

2番、朝です。

議案第55号の非農地の認定についてNo.19の調査報告を致します。

10月20日午後6時頃、申請人の自宅を訪問し本人から話しを伺いました。  
申請地は、30年前に父親が家を新築した際、家の建っている申請で宅地としましたが、今回の申請地が洩れていたとのことでした。

なお、50ページに始末書が添付されています。

2番

(朝 委員) 土地について説明

土地につきましては10月15日午前9時10分頃、山本推進委員、竹山主幹、私の3人で現地を確認しました。

53ページをご覧ください。申請地は宅地と一体化しております。

申請地の東、北側は市道、西側は市営住宅と教員住宅、南側は一般住宅が建っております。

54ページの写真をご覧ください。申請地は庭木が植えられており、宅地と一体化しているため今後、農業を行うには困難な土地だと思います。

以上、報告いたします。

議長	(岸田 会長)  No. 2 0 お願いします。
笠利 事務局	(中村 分室長) 願出人について説明  議案第 5 5 号、非農地証明願い No. 2 0 の願出人について調査報告致します。 10月16日午前9時に願出人が鹿児島市在住のため電話にて確認をしました。 土地の所在など書類内容に間違いありませんでした。 以上、報告を終わります。
12番	(里 委員) 土地について説明  議案第 5 5 号非農地申請について 12 番、里です。 No. 2 0 について、土地の調査報告致します。 10月16日午前9時頃、西秋子推進委員、竹山主幹、3名で現地を確認致しました。 申請書のとおり昭和 55 年頃より奥にあります農地への接続道路と使用されており、狭小地で県道入り口から所々コンクリートなどもされており非農地と認めざえないものと考えられます。 皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	(岸田 会長)  続いて No. 2 1 お願いします。
7番	(日高 委員) 願出人、土地について説明  7番、日高です。 非農地証明願 No. 2 1 について調査報告致します。 10月21日午前10時頃、願出人の自宅にて本人立ち合いのもと調査しました。 申請書類にあるとおり、当該地は住宅が建っており生活しております。 平成 16 年に自宅を建設するにあたり土地取得から全ての手続きを設計事務所に一任しており、固定資産税も支払っているので完了していたと認識していたとの事です。 現在、その設計事務所は存在しておらず、当時の書類の確認ができないとのことでした。 すでに長年生活しており致し方ないと思います。 許可が下り次第、登記変更は必ずするとのことでした。 以上、調査報告終わります。

議長	(岸田 会長)  No. 2 2 お願いします。
9 番	(西 委員) 願出人について説明  9番、西です。 非農地証明願いNo. 2 2について調査報告致します。 10月19日日曜日、午前11時30分頃、願出人自宅にてお話しを聞くことができました。 非農地にする理由としては20年以上耕作しておらず今後も農業はしないということで非農地証明願いを出したということです。 土地の所在、地番、面積とも申請書とおり間違いないということです。 以上です。
6 番	(大瀬 委員) 土地について説明  6番、大瀬です。 非農地証明願いNo. 2 2、土地の調査報告を致します。 10月17日金曜日、笠利分室の竹山さん、推進委員の肥後さん、私で申請地の確認調査をしました。 申請地は案内図70、71ページの笠利空港線の県道沿いの緑地帯でアダンの大木の裏で宇宙保育所の真向かいにあり20数年前から放置され雑木が生い茂っています。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長)  これから本案に対する質疑に入ります。  質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  お諮りいたします。  本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員の挙手) 全員賛成であります。  よって、議案第55号 非農地の認定についてNo. 1 9～No. 2 2について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

《日程第6》

(岸田 会長)

議案第56号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について  
議案第57号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

最初に議案56号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について76、77ページの管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の15件、10,180m<sup>2</sup>でございます。

解約理由といたしましては番号1番～13番に関しましては農地売買予定のため解約となりました。

14番、15番につきましては耕作者を変更し使用貸借から賃貸借に変更のため合意解約となりました。

続いて議案57号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借、使用貸借の契約について

81～83ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。

名瀬地区の契約内容といたしましては1番～29番までは賃貸借契約、30、

31番は使用貸借契約です。合計件数は31件で面積は79,361m<sup>2</sup>でございます。

名瀬地区につきましては特に○○については契約件数が23件ですが、今まで相対、いわゆる闇耕作で契約していたようです。

今回、新規で鹿児島県地域振興公社と契約し農地中間管理事業で利用権の設定をすることとなりました。

85～88ページの住用地区の管理表をご覧ください。

住用地区の契約内容といたしましては全て使用貸借の契約です。

合計件数は46件で面積は27,744m<sup>2</sup>でございます。

住用地区の○○につきましては名瀬地区で2件、住用地区で46

件、合計 48 件の本人所有名義から株式会社への契約となってとなっています。これにつきましては雇用就農資金申請のため耕作証明書を提出することとなっており今回、農地中間での契約となったということです。

90 ページの笠利地区の管理表をご覧ください。

笠利地区の契約内容といたしましては全て賃貸借の契約です。

合計件数は 8 件で面積は 14,034 m<sup>2</sup> でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 56 号、議案第 57 号 奄美市農用地利用集積計画 (中間管理機構) の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

## 《日程第 7》

議長

(岸田 会長)

議案第 58 号 農地売買等事業の申請について (中間管理機構) 議題といたします。

この議案に関しましては与沢委員の関連がありますので退出の程よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案58号につきましては公益財団法人 鹿児島県地域振興公社による農地売買等事業の申請です。</p> <p>内容といたしましては通常の農地中間の賃貸者契約と同様に仲介として売買を行い、所有権を移動するものです。</p> <p>94～95ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。</p> <p>申請は名瀬地区が1件7筆で41,781m<sup>2</sup>, 申請地は奄美市名瀬大字西仲勝フツフル原が6筆、下り原が1筆の申請です。</p> <p>97ページの笠利地区の管理表をご覧ください。</p> <p>笠利地区につきましては1件1筆で940m<sup>2</sup>, 申請地は奄美市笠利町大字宇宿字山城原1筆の申請です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について申請することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員の挙手)</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、議案第58号農地売買等事業の申請について（中間管理機構）、審議の結果これを公益財団法人 鹿児島県地域振興公社へ申請することに決定いたしました。</p> <p>それでは与沢委員の入室を許可します。</p> <p>以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。</p> <p>連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。</p>

事務局

## 協議会

(池局長)

1. 協議事項

2. 連絡事項

① 11月の日程について

・申請締め切り日 11月5日 水曜日

・事前協議の日程 11月12日 水曜日 9:30~ 3F会議室  
田中委員、照井 委員、山田委員、西秋子推進員

・総会の日程 11月25日 火曜日 9:30~ 5F会議室  
12月の総会日予定は12月23日 火曜日

② 地域別研修会について

日 時：11月11日 火曜日

時 間：

研修会場：宇検村

懇親会場：11月11日 火曜日

場 所：名瀬市内場所未定

③ 女性委員の総会について

日 時：11月27日 木曜日 室内研修会（アマホーム）

11月28日 金曜日 屋外研修会（未定）

時 間：室内研修会 9:30~12:00

屋外研修会 13:00~

懇親会場：11月26日 水曜日

場 所：未定

閉会

令和7年10月27日

奄美市農業委員会  
会長 岸田 国広

署名委員 茂木 幸生  
署名委員 与沢 裕美  
作成者 池 秀平